

自由民主党熊本県支部連合会
会長 前川 收 様

要 望 書

令和3年9月10日

熊本県商工会議所連合会

熊本県商工会連合会

熊本県中小企業団体中央会

熊本県経営者協会

最低賃金引き上げに伴う事業者支援と制度のあり方見直しについて

昨年来の新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種の進展により、集団免疫効果による早期終息と本格的な経済活動の再開が期待されているものの、現在の第5波は、感染力が特に強いとされるデルタ株への急激な置き換えりや、行動範囲が広い若年層、中年層での感染拡大傾向もあり、本県でも過去の感染ピークを超え猛威を振るっている。

この長引くコロナ禍での度重なる「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の発令によって人流が抑制され、商店街への人出は激減、飲食業、宿泊業、観光関連業をはじめ、タクシーや自動車運転代行業など多くの事業者が、売り上げの減少や借入金の増加等により経営状況が悪化し、雇用維持、事業存続の危機に直面している。このままの状況が続けば、休廃業・倒産の増加、ひいては地域経済・社会の衰退につながりかねない。

このような中、国の中央最低賃金審議会から、過去最大となる目安額28円が全国一律に示された。熊本地方最低賃金審議会において我々使用者側は、「現在の経済情勢では最低賃金を引き上げるべきではない」として、金額据え置きを強く主張したが、結果として現行の時給793円から目安額どおり28円増の821円とすることが熊本労働局長へ答申され、10月1日からの適用が決定した。

コロナ禍の中で国からの目安額が示されなかった昨年度は、本県で3円の引き上げであったが、その経済情勢と変わらないばかりか更に悪化しているともいえる現況下にあつて、過去最大級の引き上げは、現下の経済状況を考慮されたものとは到底いえるものではない。

全ての業種の全ての労働者に法的な強制力を持って適用される最低賃金の引き上げは、熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症という三重苦にある県内事業者にとって、賃金支払い能力への懸念が大きく、経営の先行きを左右する極めて深刻な問題である。

事業者の窮状や痛みを理解していないと言わざるを得ない今回の最低賃金の引き上げによって、多くの事業者の心が折れ、廃業が更に増加し、雇用に深刻な影響が出ることを強く懸念する。

また今回、中央審議会が「骨太の方針」に記載された最低賃金引き上げの政府方針を追認するような結論となったことは、審議会及び最低賃金決定のあり方自体に疑問を抱かざるを得ない。

については、最低賃金引き上げに伴う事業者支援と制度のあり方見直しについて、下記の4点を要望する。

記

- 1 最低賃金が大幅に引き上げられる中、事業者が継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、「雇用調整助成金」「業務改善助成金」「事業再構築補助金」をはじめとする国や県・市町村等の各種支援策を拡充・強化すること
- 2 コロナ禍において特に大きな影響を受けている事業者においても最低賃金の引き上げに対応できるよう、令和3年度の特例措置として、引き上げ幅に見合った新たな直接的給付金等の支援策を早急に実施すること
- 3 現在検討されている雇用保険料の引上げ等、事業者に更なる負担を求めるような施策については、コロナ禍が沈静化するまで実施しないこと
- 4 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、地域の実情に応じた審議を行うことができるよう、国及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度を含めた最低賃金制度のあり方見直しを早急に行うこと

以上

令和3年（2021年）9月10日

熊本県商工会議所連合会

会長 久我 彰



熊本県商工会連合会

会長 笠 愛一郎



熊本県中小企業団体中央会

会長 櫻井 一



熊本県経営者協会

会長 秋岡 廣

